

これまでの弁理士制度見直しについて

弁理士制度は平成 12, 14, 17, 19 年の法改正を経て現在に至っている。累次の改正の背景と概要は以下に示すとおりであり、様々な見直しが行われているが、その主要な柱は弁理士の「活動領域の拡大」、「量的拡大」、「質的向上」であったと言える。

本資料では、これまでの弁理士制度見直しについて弁理士の「活動領域の拡大」、「量的拡大」、「質的向上」の観点から分析する。

（平成 12 年法改正の背景・概要）

平成 11 年に行われた工業所有権審議会法制部会知的財産専門サービス小委員会において、知的財産の戦略的活用の促進が知的財産政策全体の課題として挙げられ、その中で弁理士に関しては知的財産の戦略的活用を支える人材として期待されるがその量が極めて少ないことや、知的財産の契約、紛争処理等の場面における活動が十分にできていないことなどが指摘された。また、規制緩和推進 3 か年計画（平成 11 年 3 月閣議決定）において、「国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、所管する業務独占資格等について、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直す」と記載されるなど、業務独占規定・業務範囲の見直し、法人化の解禁を含め弁理士制度の改革が早急に求められていた。

このため、平成 12 年法改正は以下の方針で行われた。

- 知的財産に係る契約関連業務、紛争処理業務等の法務サービスに関して、ユーザーのアクセス改善、種々の資格者の能力を活かした多様なサービスの提供の観点から、弁理士業務についての規制の在り方について見直す。
 - (1) 税関における権利者側の輸入差止手続代理権の付与
 - (2) 裁判外紛争解決手続への関与の拡大
 - (3) 知的財産権のライセンス契約代理業務
- 若く有為な人材や技術士等他部門の専門家を知的財産専門サービスの中核的担い手である弁理士として効果的活用を図るとともに、十分な量を確保するため、弁理士試験制度を抜本的に改革し、試験負担の軽減、専門知識を有する者に対する試験免除等を導入する。
- 多様なユーザーニーズに応える総合的なサービスを実現するため、弁理士事務所の法人化を解禁するとともに、地域中小企業等に対するサービスの充実・強化を図るため、複数事務所の設置を認める。
- 知的財産専門サービスに関するユーザーの選択可能性の拡大を図るため、広

告制限や標準報酬額表の在り方について、必要最小限の規制を除いて原則自由とする。

（平成 14 年法改正の背景・概要）

知的財産関連の侵害訴訟件数が急増する状況において、知的財産専門の弁護士が不足し、産業界等から専門性の高い訴訟代理人の質的・量的拡大による紛争処理サービスの充実・強化が強く要請されていた。このような要請を踏まえ、平成 13 年に行われた司法制度改革審議会では、弁理士に信頼性の高い能力担保措置を条件に侵害訴訟代理権を認めるべきとの提言がなされた。そして、特許庁長官の私的懇談会「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」の検討結果を受け、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、弁理士に対して工業所有権等に関する侵害訴訟代理権（弁護士との共同受任に限る）を、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で付与することとした。

（平成 17 年法改正の背景・概要）

平成 16 年に裁判外紛争解決手続（ADR）の機能を充実することを目的とした裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が公布された。また、同年の司法制度改革推進本部において、弁理士を ADR の手続実施者としてだけでなく、紛争当事者の代理人として活用することが決定されたことを踏まえ、知的財産関連紛争の ADR 手続における弁理士の代理権を整備することとした。具体的には、(1) 弁理士の ADR 代理業務の範囲の明確化、及び(2) ADR の代理業務に著作権に関する事件を追加した。

（平成 19 年法改正の背景・概要）

平成 19 年法改正は、平成 12 年法改正附則の 5 年後見直しの規定に基づいて平成 18 年に行われた産業構造審議会知的財産政策部会弁理士制度小委員会の検討結果を受け、以下の方針で行われた。

- 弁理士が有する専門的知見に対する多様なニーズに対応するため、弁理士が扱うことができる業務範囲を拡大する。
 - (1) 税関における輸出入者側の輸出入差止手続代理業務を追加
 - (2) 外国出願関連業務を弁理士の標榜業務として規定
 - (3) 特定不正競争の範囲の拡大
- 受験者層の拡大を通じて多様な人材を確保するため、知的財産に関する大学院の修了者及び弁理士試験の一部科目の既合格者に対して、弁理士試験の試験科目の一部免除制度を導入する。
- 自己研鑽を怠り不適切な行為を行う弁理士による悪影響を解消し、また、近

年の弁理士試験の合格者数の増加に伴って相対的に OJT の機会が減少することで実務経験が乏しい弁理士が増加し、ひいては出願人へのサービスの質が低下するのではないかと懸念に対処するため、弁理士登録前及び登録後の研修を義務化する。

- ユーザーへの総合的な業務の提供主体である特許業務法人制度の活用を促進するため、特定の事件について社員を指定した場合に当該指定社員のみが無限責任を負うこととする制度を導入する。
- ユーザーによる弁理士の選択に資するため、国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報を公表するとともに、弁理士の自発的な情報提供を促す。
- 業務独占資格である弁理士の責任を明確にするため、懲戒の種類の新設や懲戒事由の明確化を行うとともに、弁理士の名義貸しを禁止する。

1. 活動領域の拡大（平成 12, 14, 17, 19 年法改正）

平成 12, 14, 17, 19 年の法改正によって弁理士の法定業務の範囲が拡大され、弁理士は様々な業務に対応できるようになった。具体的には、水際手続代理業務（弁理士法第 4 条第 2 項第 1 号）、ADR 代理業務（同項第 2 号）、ライセンス契約関連業務（第 4 条第 3 項前段）、外国出願関連業務（同項後段）、裁判所における補佐人業務（第 5 条）、工業所有権等に関する侵害訴訟代理業務（第 6 条の 2）が弁理士法に追加された。なお、このうちライセンス契約関連業務と外国出願関連業務は弁理士法上の規定がなくてもできる業務であるが、弁理士の業務として明確（標榜業務）にするために規定されたものである。

平成 24 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書」（一般財団法人知的財産研究所）（以下、「平成 24 年調査」という。）のアンケート調査によると、追加されたこれらの業務のうち外国出願関連業務については弁理士の活動実績が豊富にあり、業務を依頼したユーザーの評価は国内出願関連業務に対する評価と比べて遜色ない。その他の業務については僅かな活動実績しかないが、業務を依頼したユーザーの評価は概ね良好である。

同アンケート調査及びヒアリング調査によると、多くの弁理士は出願関係業務を中心に行っているが、ライセンス契約関連業務を中心に行っている事務所、中小企業へのコンサルティング業務を中心に行っている事務所、訴訟関連業務を強みにしている事務所も現れてきている。

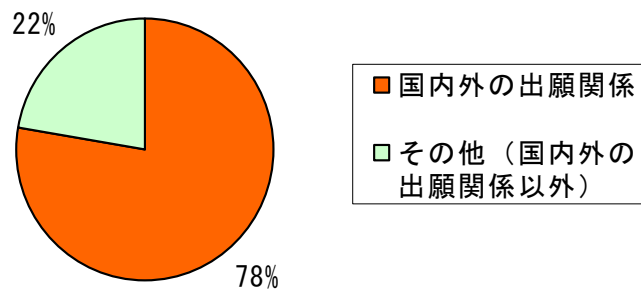
（活動領域の拡大に関する具体的な施行状況は資料 3 を参照。）

（平成 24 年調査に基づく弁理士業界の業務概況等）

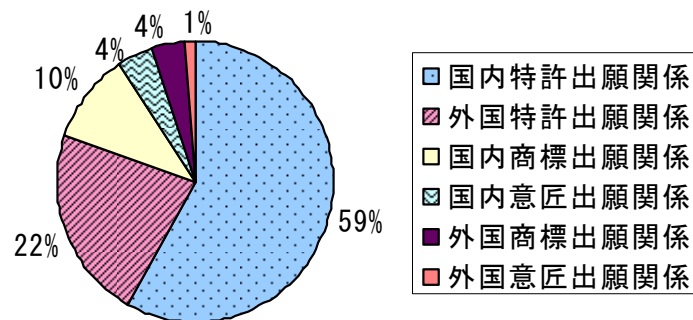
（アンケート結果）

- 弁理士の平均的な業務量は多い順に以下のとおり。
 - ① 国内特許出願関係
 - ② 国内外の出願関係以外（審判、ライセンス契約など）
 - ③ 外国特許出願関係
 - ④ 国内商標出願関係
 - ⑤ 国内意匠出願関係
 - ⑥ 外国商標出願関係
 - ⑦ 外国意匠出願関係

①業務量比率：出願関係業務とその他業務



②業務量比率：出願関係業務の内訳



（出典）平成 24 年調査を基に事務局作成

（ヒアリング結果）

- 売上の大半は出願関連業務に対する報酬。出願関連業務以外を中心にして活動している弁理士もいるが多くはない。
- 近年、外国案件が業務に占める割合は大きくなっている。国内出願代理件数が多い大手事務所でも外国案件の売上が国内案件を超えている。
- 弁理士は特実、意匠、商標の別で専門に特化している場合がある。

(参考) アンケート結果 (平成 24 年調査)

「問 外国出願関連業務を依頼した結果はどうでしたか」

→ 期待したとおりの業務を行ってもらえた

知財協 52.3%、中小企業 52.8%

「問 付記弁理士の知見が有効でしたか」

→ 有効だった 知財協 52.1%、中小企業 77.8%

※ アンケート結果の詳細については、[参考資料 2](#)を参照。以下同じ。

(参考) 弁理士のコメント (平成 24 年調査)

「弁理士と弁護士とで役割に応じた費用分担が可能となった。それによって、クライアントの費用負担を効率的に抑えられ、弁理士側のモチベーションの向上にも繋がる良い結果となった。付記制度については、法律の文言上の変化だけではなく、実務的に非常に有益であった。」

2. 量的拡大（平成 12, 19 年法改正）

(1) 総量の不足感

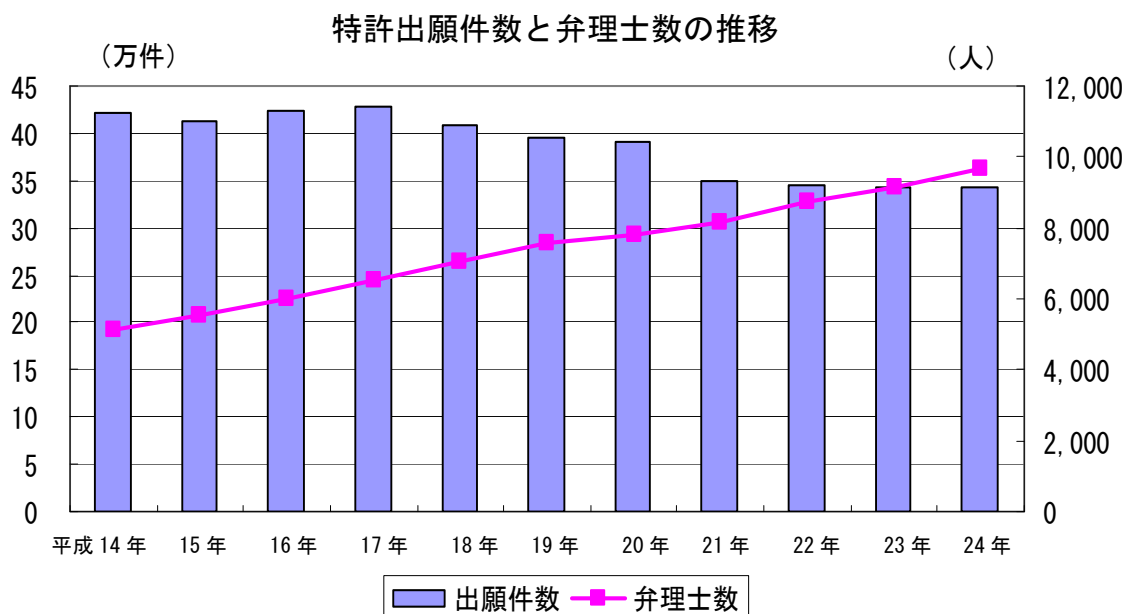
平成 12 年法改正によって、他士業等の専門的資格を有する者に対する弁理士試験の一部免除の導入、論文式必須試験における条約科目の廃止等が行われ、さらに平成 19 年法改正でも試験の一部免除の対象者が拡大された。その結果、弁理士の量的拡大は進み、平成 12 年法改正による新試験が始まった平成 14 年から今年 6 月までに弁理士の総量は約 2 倍になった。

平成 12 年法改正時は、今後知的財産の戦略的活用が進むと見込まれており、特許等の出願件数も増加傾向にあったため、関係者間に弁理士の総量に対する不足感が共通して持たれていた。

その後は弁理士の量的拡大は順調に進み、他方で近年特許出願件数が減少した。現在、弁理士の総量に不足感があるとの指摘は特段出されていない。

（量的拡大に関する具体的な施行状況は資料 3 を参照。）

（参考）・弁理士の数（平成 14→25 年¹） 5,121→10,156 人
 ・特許出願件数（平成 14→24 年） 421,044→342,796 件



（備考）特許出願件数には国内移行した PCT 出願を含む。

（出典）特許行政年次報告書 2013 年版を基に事務局作成

¹ 平成 25 年 7 月末時点の弁理士数

(2) 外国との量的な差

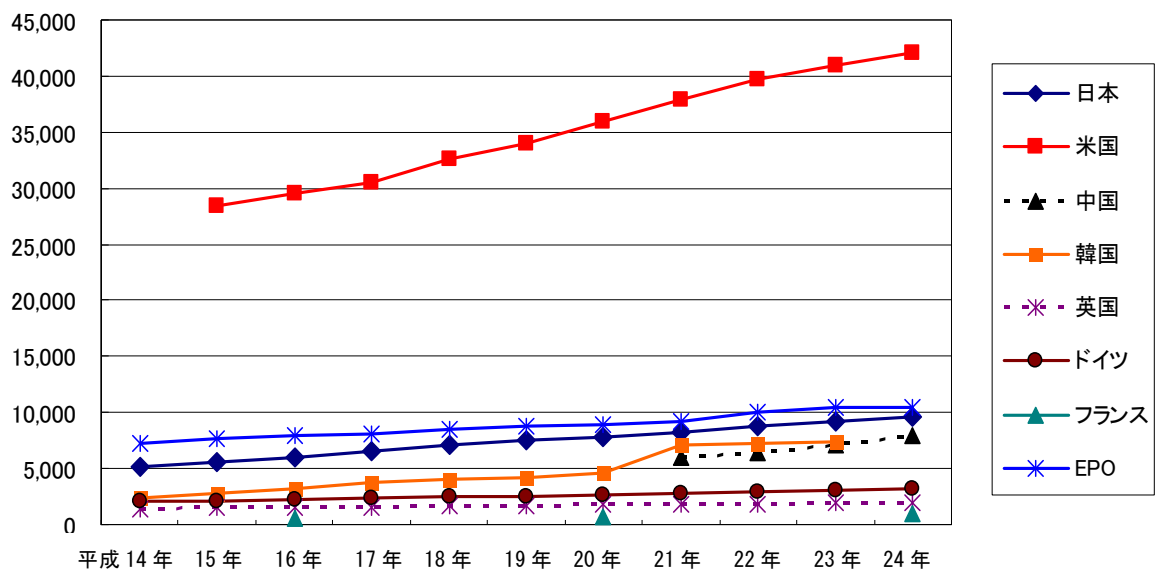
弁理士に関しては国際的な資格がなく、各国で、弁理士に相当する資格者が扱える業務範囲等が異なっている。そのため、資格者の量だけを厳密に国際比較することは困難であるが、平成 12 年法改正の検討時、米国と日本を比較した場合の人口当たりの弁理士数に大きな差があったため、これを是正すべきとされた。この差は近年是正されつつあるが、平成 24 年時点で、人口当たりの弁理士数は米国が日本の 1.86 倍多く、依然として大きな差がある。

(参考) 人口当たりの弁理士数の日米差 (平成 14→24 年)

2.08 倍→1.86 倍

※米国の弁理士数²は Patent Agent³と Patent Attorney⁴の数を足したもの。

弁理士数の国際比較



(出典) 事務局調べ

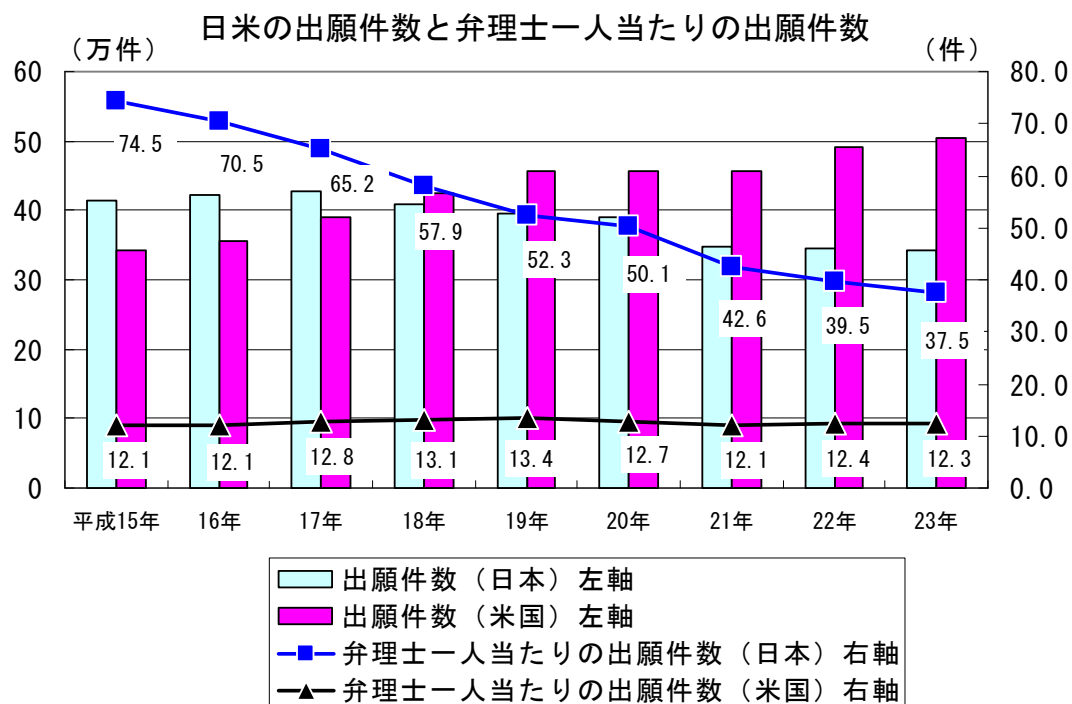
(参考) 弁理士一人当たりの特許出願件数の日米差 (23 年)

日本 37.5 件/人 米国 12.3 件/人

² 米国特許商標庁ウェブサイト (<https://oedci.uspto.gov/OEDCI/>) において、“Active Attorney”及び“Active Agent”として公表されている数値。

³ 米国特許商標庁に対する特許(デザインパテントを含む)の手続代理を行うことができる。

⁴ 各州の弁護士資格(Attorney at Law)に加えて、Patent Agentの資格も取得した者。なお、Attorney at Lawの資格のみでは米国特許商標庁に対して特許(デザインパテントを含む)の手続代理を行うことはできない。



（出典）特許行政年次報告書を基に事務局作成

(3) 地域偏在

平成12年法改正の検討時には弁理士が主たる事務所を置いていない地域（弁理士ゼロ地域）が存在しており、弁理士の地域偏在の解消が求められていた。

現在、弁理士ゼロ地域は解消されたが、増員された大半の弁理士が大都市に定着しており地域偏在は依然として残っている。しかし、平成24年に行ったヒアリングでは地域の中小企業から以下のコメントがあった。

- 付き合いのある大手企業の知財の管理職から紹介された東京の弁理士に依頼している。地元にも弁理士がいるが一人で開業しており、複数の弁理士が在籍する特許事務所の方が、様々な技術に対応でき、安心できる。
- 弁理士（東京の特許事務所）には、継続的に、発明の発掘、特許戦略等の相談、特許出願の依頼をしている。ある程度の大きさと豊富な人材を備えている事務所なので、海外出願や侵害訴訟にも安心して対応を任せられる。今後とも、この弁理士（特許事務所）に依頼するつもりである。

このようなコメントを踏まえると、地域偏在を解消するために単に弁理士の量的拡大を図ったとしても、その地域において大都市の事務所と同等のサービ

スを提供できなければ顧客が付かず地域に定着することは難しい可能性がある。
 なお、近年、外国の主たる事務所に所属する弁理士数の増加が見られる。

(参考) 主たる事務所所在地の弁理士の人数 (平成 11→24 年)

青森 0→2 人 島根 0→2 人 佐賀 0→2 人

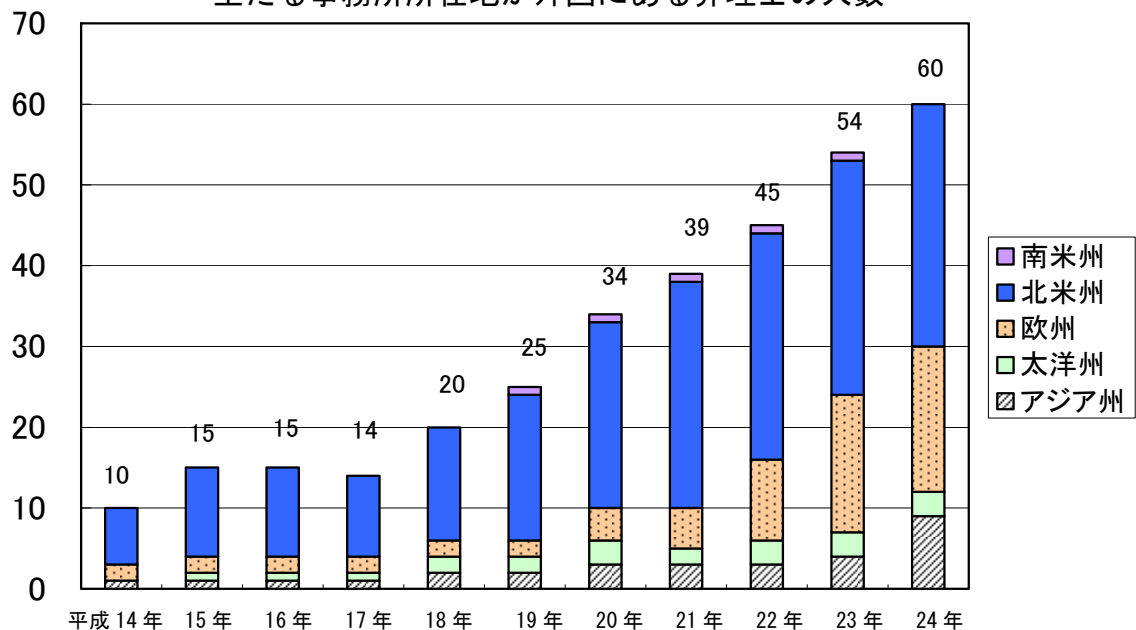
東京 2,814→5,446 人 大阪 595→1,523 人

主たる事務所所在地における弁理士の人数

事務所所在地	人数		事務所所在地	人数		事務所所在地	人数	
	平成11年	平成24年		平成11年	平成24年		平成11年	平成24年
北海道	7	30	静岡県	24	55	山口県	1	9
青森県	0	2	愛知県	161	480	徳島県	3	6
岩手県	2	3	三重県	4	14	香川県	4	10
宮城県	5	10	新潟県	7	10	愛媛県	2	8
秋田県	3	9	富山県	5	14	高知県	1	5
山形県	4	4	石川県	4	11	福岡県	31	73
福島県	3	11	福井県	6	12	佐賀県	0	2
茨城県	17	109	滋賀県	8	56	長崎県	1	3
栃木県	5	26	京都府	45	191	熊本県	4	7
群馬県	9	18	大阪府	595	1,523	大分県	1	2
埼玉県	51	130	兵庫県	60	224	宮崎県	2	6
千葉県	84	163	奈良県	6	45	鹿児島県	2	6
東京都	2,814	5,446	和歌山県	2	8	沖縄県	2	9
神奈川県	231	687	鳥取県	2	2	国 外 (統計なし)		60
山梨県	2	9	島根県	0	2			
長野県	13	39	岡山県	14	16			
岐阜県	19	54	広島県	12	38	計	4,278	9,657

(出典) 日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成

主たる事務所所在地が外国にある弁理士の人数

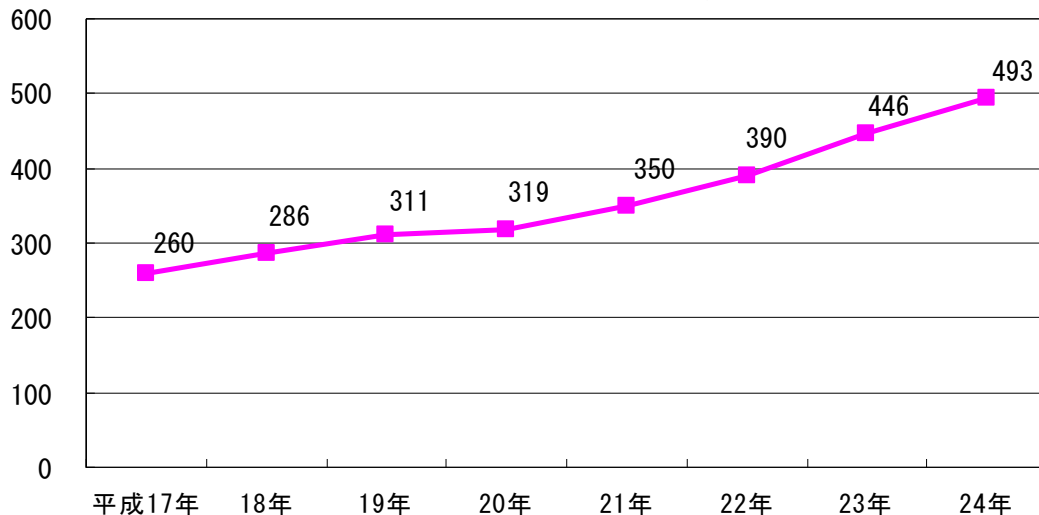


(出典) 日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成

(4) 増大する需要への対応

企業活動のグローバル化に伴って外国出願関連業務は増加している。また、技術の高度化・複合化等に伴って 1 件の特許出願に要する業務量は増加している。

特許出願 1 件当たり（出願時の願書、明細書、特許請求の範囲、
図面及び要約書）の平均キロバイト数



（出典）事務局調べ

近年、このような業務の増加に対応するため、弁理士を多数擁する事務所が現れてきている。そのような事務所で増員された弁理士は、多くが近年弁理士資格を取得した者である。

他方、商標や意匠の国内出願件数は増えておらず、平成 24 年調査によると、弁理士の量的拡大によって弁理士間の価格競争が進んだため、それらの業務を専門にしている弁理士は苦境に立たされている模様。

制度見直しの本来の目的であった知的財産の活用に関する業務については、知的財産関連訴訟件数には大きな増減傾向がみられないものの、税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数が過去最高を記録するなど模倣品被害は増加している。平成 24 年調査によると、紛争関連業務に対応する特許事務所（弁護士を含む。）がみられた。

また、公的窓口における無料相談件数が増加しており、中小企業等からの需要は潜在的に大きいと考えられる。平成 24 年調査によると、中小企業に対する相談業務（コンサル業務）を中心にして活動している弁理士がみられた。

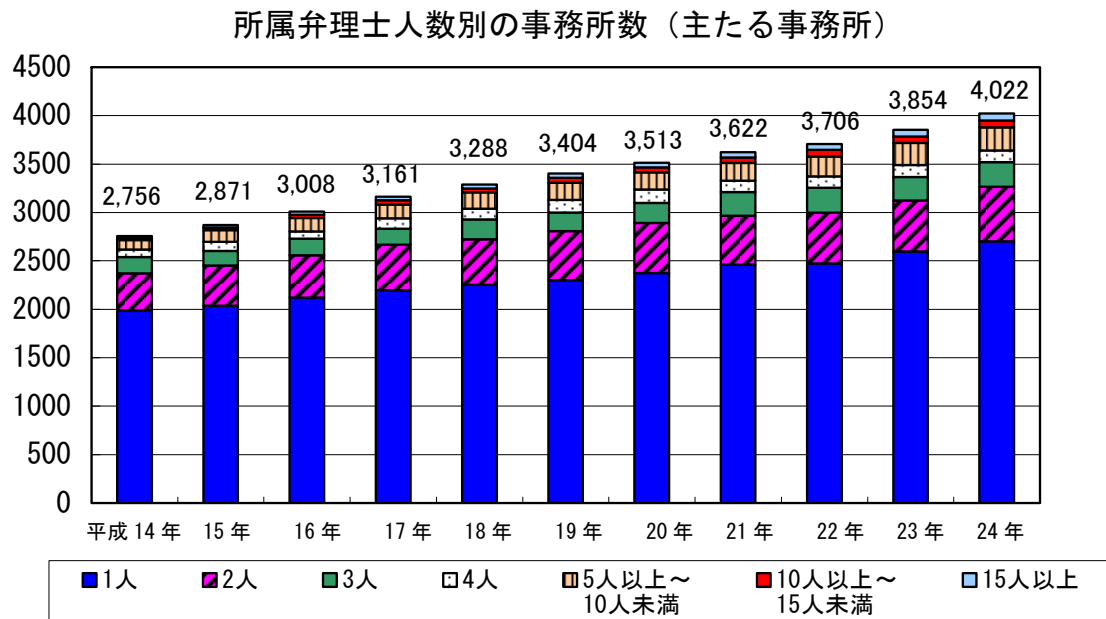
（参考）知的財産侵害関連訴訟件数（平成 12→24 年）610→567 件

※出典：最高裁判所行政局調べ

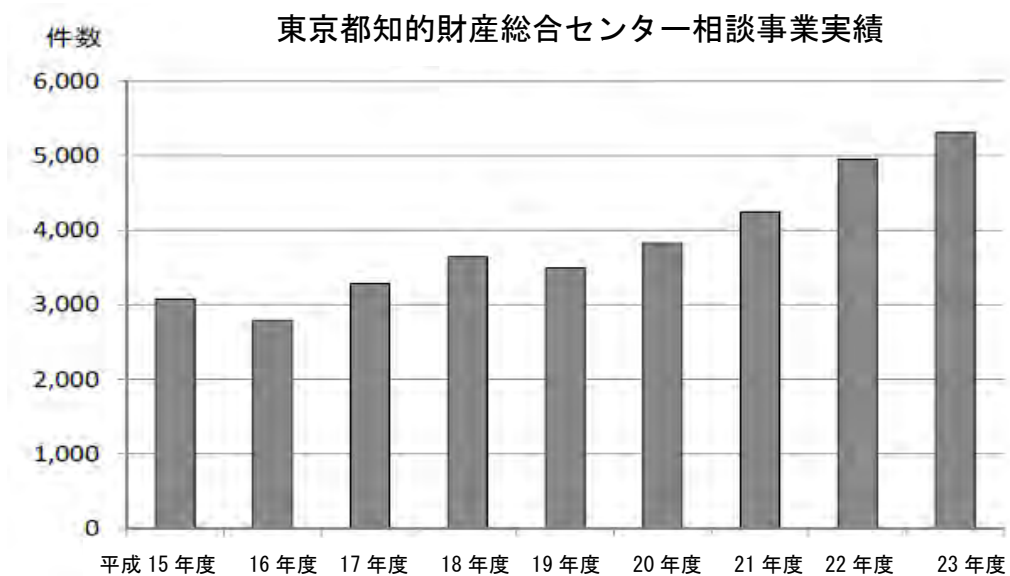
（参考）知的財産侵害物品の輸入差止件数（平成 12→24 年）

1,589→26,607 件（約 17 倍）

※出典：財務省関税局調べ



（出典）日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成



（出展）平成 24 年調査 本編 p. 9

(5) 多様な人材の参入

会社員の弁理士試験合格者数は増加し、弁理士として登録している者のうち企業内弁理士（インハウス）は現在約 2,000 人に増加した。

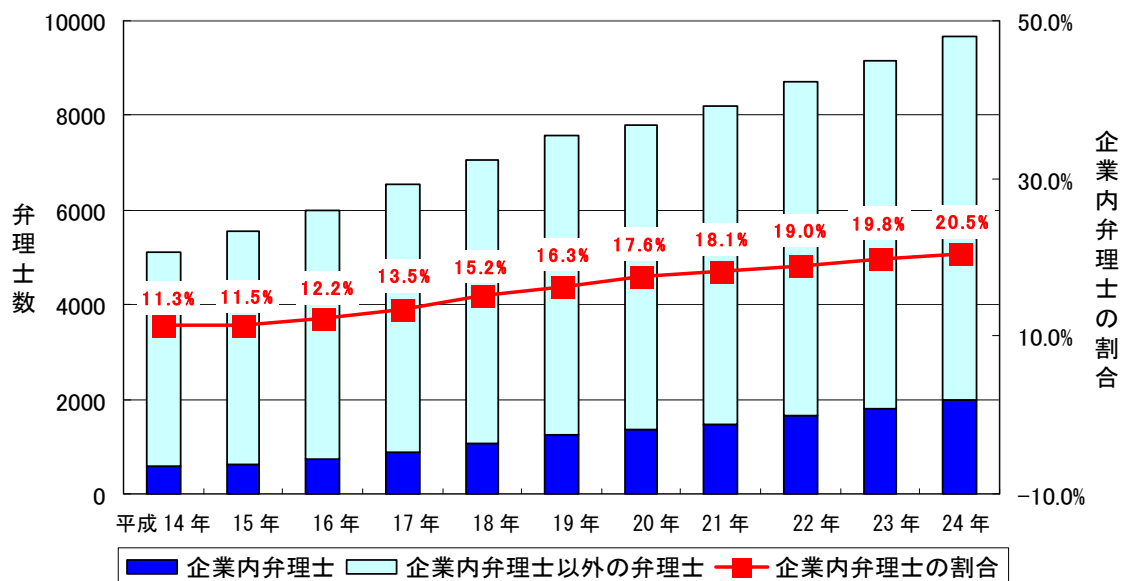
また、他資格保持者の参入も増加し、近年では毎年一定程度の参入が続いている。他方、学生又は 20 歳代の若い人材の参入は進んでいない。

（参考）弁理士試験合格者統計（平成 14→24 年）

会社員 177→340 人 特許事務所員 170→221 人 学生 9→15 人

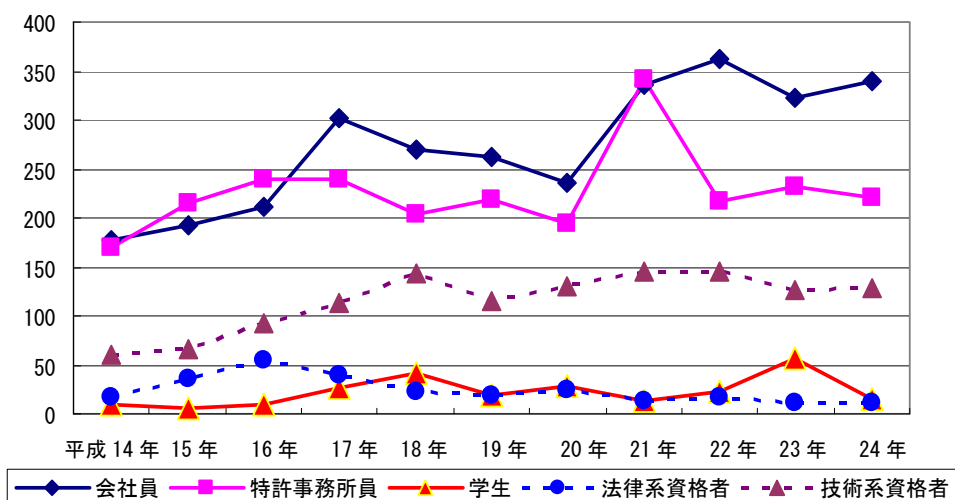
他資格保有者 78→139 人 20 歳代 143→147 人 平均年齢 34.0→36.7 歳

企業内弁理士（インハウス）の推移



（出典）日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成

多様な人材の参入



（出典）平成 24 年調査 本編 p. 51 を基に事務局作成

(6) 競争によるサービスの向上

平成 24 年調査によると、弁理士の量的拡大が進んだことで競争が激化し、その弊害でユーザーに対するサービスが低下しているとの指摘は特段出されていない。他方、外国出願関連業務や紛争関連業務についてのサービスを向上させている事務所や、出願書類の品質管理を徹底している事務所も現れており、競争によるサービスの向上が進んでいるとの意見がある。

また、特に商標出願に関しては、価格競争が進んでいる。

(参考) 弁理士の報酬総額 (平成 15→21 年)

・ 商標出願 (1 商標、1 区分)

112, 398 円→69, 536 円

※出典：日本弁理士会アンケート調査

※平成 15 年の商標出願は、手数料及び成功報酬の合計。

商標出願 112, 398 円 (うち手数料 66, 989 円、成功報酬 45, 409 円)

3. 質的向上（平成 19 年法改正）

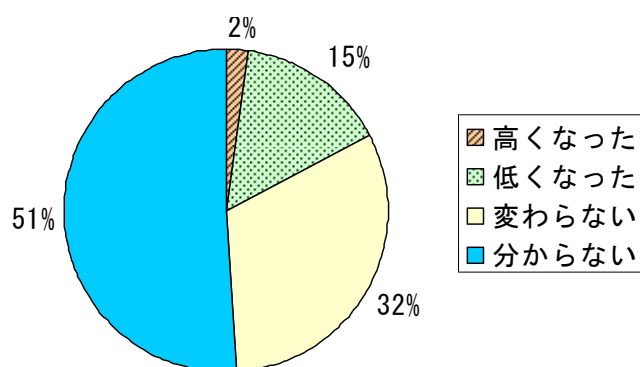
平成 12 年以降の制度見直しの弊害で弁理士の質が低下し、ユーザーに不利益が生じているとの指摘は特段ない。平成 22 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士の育成のあり方に関する調査研究報告書」（NRI サイバーパテント株式会社）（以下、「平成 22 年調査」という。）のアンケート調査では、近年における弁理士の質の変化に対する印象について、変わらない・分からないとの回答が多数を占めている。また、同アンケート調査によると、30 代以下の若手弁理士（条約科目廃止後に弁理士となった者）の条約に関する知識・知見に対する評価は、ベテランに比べて特に低くない。

平成 19 年法改正で導入された義務研修については、倫理や法改正に関する必修科目が質の担保になっていると考えられるが、その他の選択科目については、内容・水準が様々であり、また、ようやく運用が定着してきたところであるため、弁理士の質との関係について詳細に判断できる段階ではないと考えられる。

他方、弁理士の専権業務である出願代理について、最優先事項として業務の質の向上を求める声や知財コンサルとしての能力を弁理士に期待する声がある。また、中小企業等に対してワンストップサービスの提供を行うことができない弁理士がいるという指摘や弁理士の能力のばらつきが大きいという指摘もある。

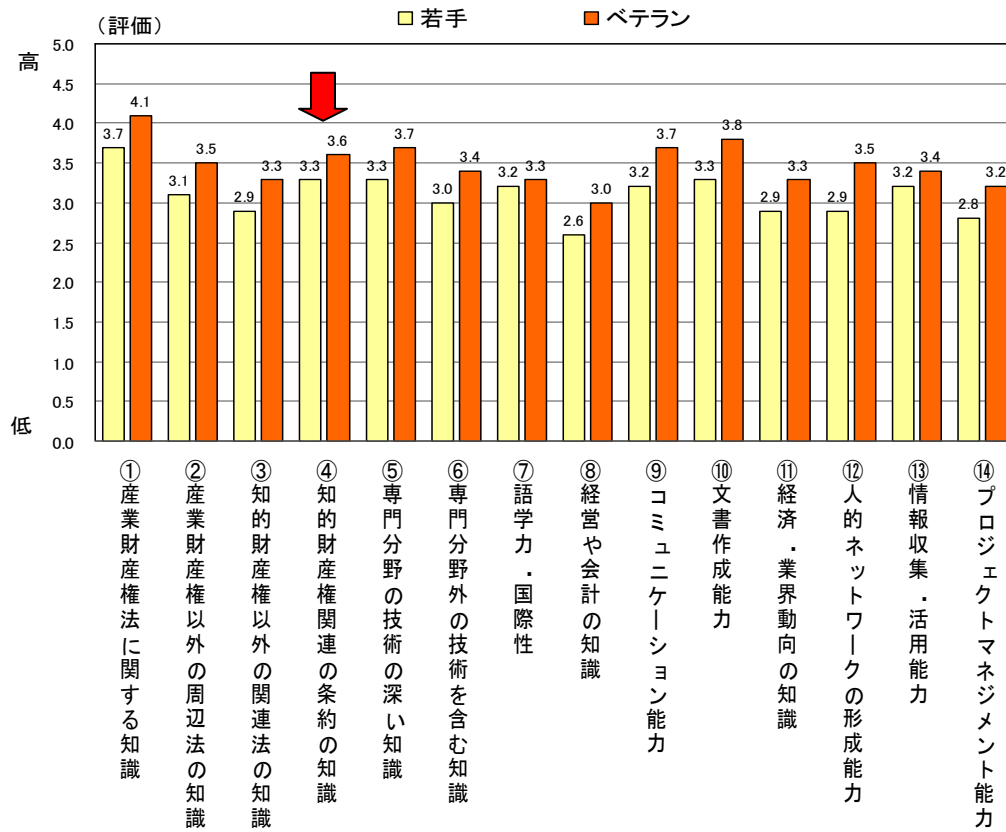
さらに、弁理士の選択については、弁理士個人よりも、幅広い技術力を有し、事務的な管理能力に優れた特許事務所の組織力を重視する声があった。

弁理士の質の変化に関するユーザーの印象



（出典）平成 22 年調査 p. 33

ユーザーによる弁理士の能力に対する評価（若手とベテラン弁理士）



※若手：年齢 30 代以下、ベテラン：年齢 40 代以上

(出典) 平成 22 年調査 p. 32

（参考）アンケート結果（平成 24 年調査）

- 「問 弁理士に依頼した出願代理業務に問題はありましたか」
 → 特に問題はなかった
 知財協 65.6%、中小企業 78.9%
 → 複数の弁理士に依頼したが、能力にばらつきが大きい。
 知財協 42.5%、中小企業 11.4%
- 「問 期待したとおりの代理をしてもらえなかった理由は何か」
 → 発明に関する技術的な知識や理解が不足している
 知財協 74.6%、中小企業 9.1%
 → 明細書の作成能力が不足している
 知財協 71.8%、中小企業 54.5%

（参考）弁理士のコメント（平成 24 年調査）

- 「弁理士は知財コンサルの付加価値を付けていくべきであるが、現時点ではその能力を持っている人が少ない。どのように担保していくのか問題である。」
 「弁理士は出願手続の職人になりすぎており、これからは企業の特許をどのように稼ぐのか、企業にアドバイスできる技術コンサルの付加価値を付ける必要がある。」

（参考）中小企業支援機関のコメント（平成 24 年調査）

「中小企業に期待される弁理士とは、知財の出願から権利化まで知財の専門家として中小企業のビジネス実態を把握し、即戦力として実務をこなせる弁理士であり、管理業務においても中小企業のアドバイザーとしてヒアリングを惜しまずフォロー、支援できる弁理士である。また、業務範囲も中小企業の全貌を捉え、ワンストップで戦略的な知財のアドバイスができる弁理士である。」

（参考）知的財産団体のコメント（平成 24 年調査）

「弁理士のコア業務の出願代理を最優先に考え、業務の質を上げていただきたい。クライアントに対していかに質の高いサービスを提供できるか考えられる弁理士であることを期待する。」

（参考）中小企業支援機関のコメント（平成 24 年調査）

「中小企業の立場からすると、弁理士の資格を有する者は知財について、どのような案件でも対応してもらえるものと思っている。しかし、現実の特許・実用新案、意匠、商標でそれぞれ専門毎に専門の弁理士が（略）業務をこなす。よって日頃弁理士と縁遠い中小企業にとってそれぞれの相談はワンストップで行かず、目的の弁理士に出会うまで相当苦労している。」